

第 5 次中野区環境基本計画（骨子）

2026 年度～2030 年度

令和 7 年 10 月

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

- 第4次中野区環境基本計画の策定以降、ウクライナ危機を発端としたエネルギー価格の高騰が世界の環境政策、エネルギー政策に大きな影響を与えました。
- G7 広島首脳コミュニケ（2023年5月）においては、「気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曾有の課題に直面している」と表明されるなど、区を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。
- 国の第6次環境基本計画（2024年5月21日）においては、脱炭素（カーボンニュートラル）社会への移行、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、自然再興（ネイチャーポジティブ）の取組を、トレードオフを回避しつつ相乗効果が出るよう統合的に推進・向上を図ることが重要であるとしています。
- 東京都環境基本計画（2022年9月）においては、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取組に加えてエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を展開するとしています。
- 中野区においても、2030年度の目標達成に向けた区の取組内容や削減効果の見込み、2050年に向けた取組の方向性等を示すため、2024年6月に中野区脱炭素ロードマップを作成し、全庁的に取組を進めてきました。
- こうした背景を踏まえ、これまでの中野区環境基本計画が目指してきた概念や目標をさらに発展させ、各政策・施策を統合的に推進し、相乗効果を得られるように取り組んでいくため、第4次環境基本計画の見直しの時期を捉えて改定し、第5次中野区環境基本計画（以下、「計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- 計画は、中野区環境基本条例第4条第1号から第7号に掲げる事項を盛り込み、同11条に基づき策定します。
- 環境の保全に関する政策を総合的に推進するための計画として、区の環境に関する施策の基本的な方向性と具体的な取組を示すものとします。
- 計画には、次の環境分野の個別計画を包含します。
 - ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）
 - ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）
 - ・地域気候変動適応計画
 - ・生物多様性地域戦略
 - ・環境教育等行動計画
- 計画は、中野区基本構想の実現に向けて、中野区基本計画の下位に位置する個別計画とし、関連計画である「中野区都市計画マスタープラン」、「中野区みどりの基本計画」などとの整合を図ります。

(2) 計画期間

- 計画期間は、上位計画である中野区基本計画の計画期間と合わせ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。
- 区を取り巻く社会経済状況が大きく変化した場合や、中野区基本計画の改定があった際には、財政状況、計画の各施策の実施状況及び上位計画や関連計画の改定内容を踏まえ、計画の見直しを行うこととします。

3 計画の構成案

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 目指す環境像と基本目標
- 第3章 基本目標別の施策
- 第4章 環境行動指針
- 第5章 計画の推進
- 資料編

第2章 目指す環境像と基本目標

1 中野区が目指す環境の姿

- 第4次環境基本計画の環境の姿においては、「区民・事業者・区の連携・協働による持続可能なまち・なかの」を目指すとしていました。
- これまで培ってきた環境意識や習慣をさらに発展させ、未来につないでいく必要があることから、これを引継ぐとともに、基本構想で描くまちの将来像とも軌を一にして2030年度という大きな節目の年を目指し、さらには2040年、2050年と新たな世代に豊かな環境をつないでいくため、目指す環境の姿は、「区民・事業者・区の連携・協働により未来につないでいく環境負荷の少ない持続可能なまち・なかの」とし、さらに第7期中野区環境審議会からの答申を踏まえ「区域を超え社会全体へ貢献するまち」を加えます。

2 基本目標

- 中野区が目指す環境の姿の実現に向け、これまでの中野区環境基本計画の枠組みを継承しつつ、次の5つの基本目標を設定し、総合的かつ着実に取り組んでいきます。

(1) 脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応

気候危機とも言われる気候変動に対する課題認識を区内で共有し、区民、事業者等と連携してこの危機に立ち向かうために行動を起こしていきます。2050年に区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現や脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現に向けて、気候変動の緩和策（脱炭素化）と適応策に、区民、事業者と一丸となって取り組んでいきます。また、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、区民の生命と財産を守るための備えや災害に対する強靱化に取り組めます。

(2) 資源を大切に作る循環型社会の実現

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行が国際社会において求められています。資源を可能な限り効率的かつ循環的に利用することで、持続可能な循環型社会の実現を目指すこと

もに、特別区の一員として、最終処分場の延命化のため廃棄物の減量に取り組みます。区民や事業者は、自らが廃棄物の適正処理に関する責任を負っていることを再認識するとともに、日常の経済活動と消費生活などを通じて、限りある資源の有効活用と資源循環の促進に取り組んでいきます。

(3) 快適に暮らせる美しいまちづくり

まちの美化、良好な景観の保全に取り組むとともに、区と区民、事業者等の協働による地域の環境美化活動が継続できるよう必要な支援をすることで、誰もが健康で快適に暮らせる美しいまちづくりを進めていきます。さらに、公害対策に係る法令等に基づく必要な指導等を実施し、安全で衛生的な生活環境を確保します。

(4) みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成

都市が自然環境との調和を図る上で重要な構成要素である公園・道路・河川などのみどりを様々な工夫によって増やし、みどりとみどりをつなぐとともに、植栽の工夫や樹木の適切な管理によるみどりの保全に取り組みます。

区民が様々な場所で、みどりや生きものの豊かさと、みどりによるうるおいとやすらぎを感じられるまちの形成を進めます。

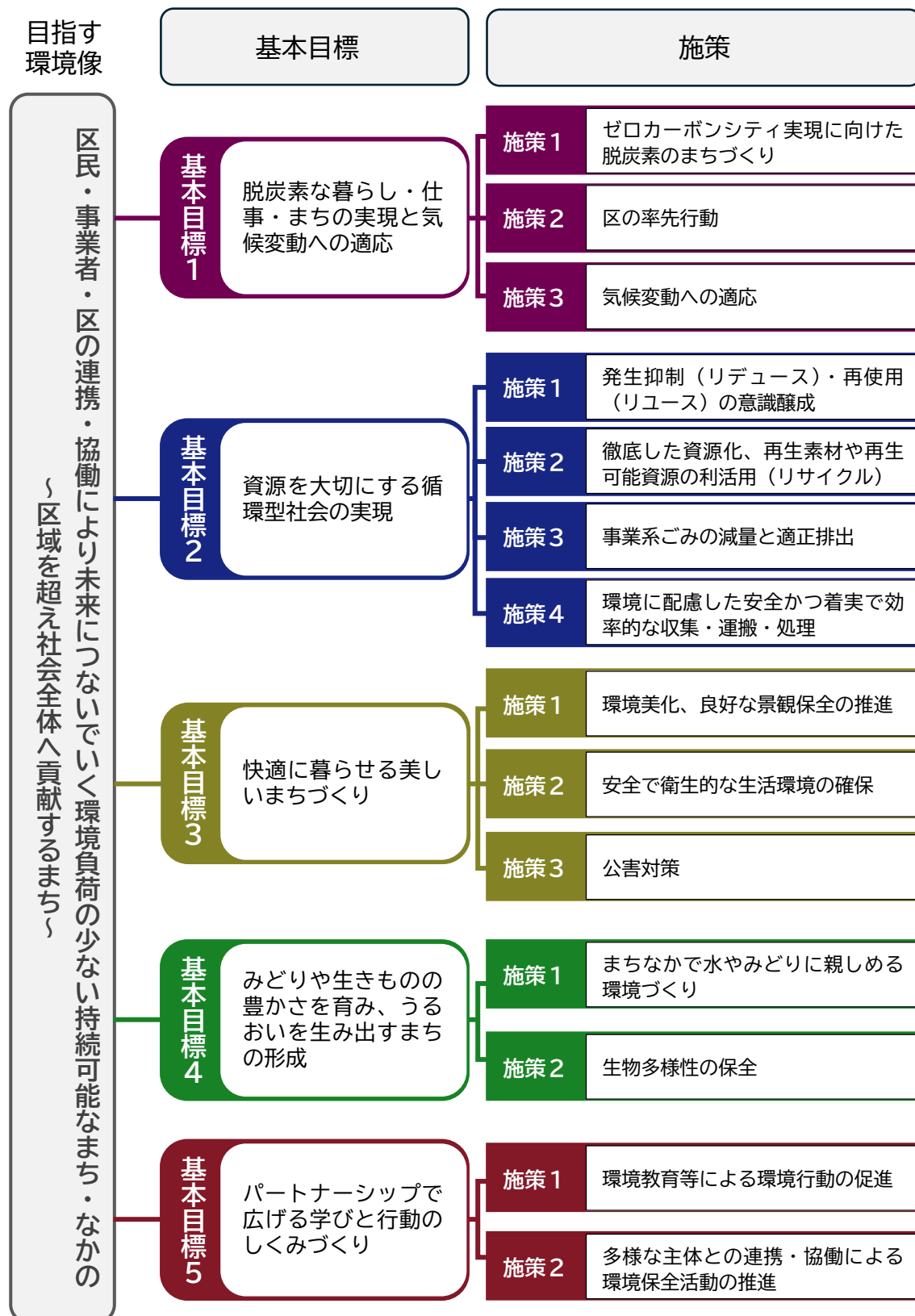
(5) パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり

環境施策の課題解決に向けては、区民等に対する普及啓発や環境教育を進め、多くの区民がより環境の保全につながる選択をするよう行動変容を促していきます。

区民等の行動変容促進に向けた取組を持続可能なものにしていくためには、区が率先して行動を示すとともに、区内事業者をはじめ、地域で活動する団体、大学等の教育機関などと連携・協働して活動を広げ、区全体で環境行動の意識を醸成していきます。

第3章 基本目標別の施策

1 施策体系



2 施策の方向性

基本目標 1	脱炭素な暮らし・仕事・まちの実現と気候変動への適応
施策 1	ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素のまちづくり
方向性	■各地区のまちづくりにおいて地区計画等を定める場合は、脱炭素社会の形成に資する方針等を位置付けることを検討し、地域の実情に合わせた環境配慮の施策誘導を図ります。 ■道路、公園等の都市基盤の整備に当たり、二酸化炭素排出量の少ない設備機器・材料の導入を進めます。さらに、建築物の省エネルギー効果を高め、緑化や舗装面の改善による熱環境緩和の促進・誘導に努めます。 ■道路ネットワークの整備や駐車場の適切な配置により交通流動の円滑化を図り、人の移動に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減につなげます。 ■区民一人ひとり、個々の事業者による、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、持続可能な資源利用など、暮らし、事業活動の脱炭素化に向けた意識を醸成し、行動変容を促進します。 ■2030 年度目標の達成のみならず、さらに先の目標を見据えて取り組んでいきます。
施策 2	区の率先行動
方向性	■区は、区有施設の ZEB・ZEH 化、再生可能エネルギー電力への切替、省エネ・再生可能エネルギー設備の拡充、庁有車の ZEV 化等、脱炭素化の取組を区役所において率先して進めます。 ■区有施設のエネルギー使用量の適正化を推進するとともに、環境配慮・脱炭素の取組をさらに進めるため、全職員の環境リテラシーを継続的に向上させ、知識やマインドの底上げを図ります。 ■樹木の循環利用などによる二酸化炭素吸収の促進や、公共建築物等における木材利用による二酸化炭素の固定化などを図るとともに、カーボン・オフセット事業を継続し、中野の森プロジェクトを推進します。
施策 3	気候変動への適応
方向性	■気候変動の緩和策（脱炭素の取組）とあわせて、熱中症対策や気候変動により激甚化する災害への対策など、適応策についても積極的に取り組みます。 ■最新の情報収集に努め、課題に対する十分な検討と対策を行うとともに、区民が必要とする情報を適切に提供していきます。
基本目標 2	資源を大切にする循環型社会の実現
施策 1	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成
方向性	■リデュースを第一に意識・行動し、リユースを積極的に実施する区民や事業者を増やすため、区民等の意識醸成に取り組み、行動変容につなげていきます。 ■リデュースのうち食品ロスの削減については、持続可能な取組とするため、飲食店や大学等との連携をさらに強化していきます。

施策 2		徹底した資源化、再生素材や再生可能資源の利活用（リサイクル）
	方向性	■リサイクルがさらに進むよう、資源等の分別ルールや適正な排出方法についてすべての区民に対して、丁寧かつ効果的な情報発信に取り組めます。
施策 3		事業系ごみの減量と適正排出
	方向性	■事業系ごみについては、区の収集によらず、排出事業者処理責任の原則に基づき、許可を受けた事業者への収集委託を促していきます。 ■事業者に対して適切な指導を行い、減量・資源化の推進及び適正排出の促進に取り組めます。 ■大規模事業者に対しては、ごみ減量・リサイクルに対する一層の意識啓発等を行います。
施策 4		環境に配慮した安全かつ着実に効率的な収集・運搬・処理
	方向性	■今後、清掃車両の電気自動車等の導入に向けては、技術革新の状況を注視するとともに、環境負荷を抑えたごみの収集と効率的な収集体制の両立に向けて継続して検討します。 ■有害物や危険物等の混入防止に向けて継続して区民等への周知・啓発を行い、ごみの収集、資源回収を日々安全かつ着実に実施していきます。また、配慮が必要な区民に対して適切な収集を実施します。 ■災害時等において、区民、事業者が適切に廃棄物を排出できるよう、区の収集体制を整備するとともに、速やかな復旧、復興に向けて平時から減災の準備と廃棄物の処理方法等の周知について検討を進めます。
基本目標 3		快適に暮らせる美しいまちづくり
施策 1		環境美化、良好な景観保全の推進
	方向性	■日常生活において環境美化に対する意識が高まるよう、啓発活動を行うとともに、区民や事業者との共同による美化活動を推進していきます。 ■地域の特性や資源を活かした中野区らしさを演出する景観誘導や、身近な文化・芸術などの中野ならではの魅力向上を図り、まちの美化につながる基盤づくりに取り組めます。
施策 2		安全で衛生的な生活環境の確保
	方向性	■「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」に基づき必要な指導を行うとともに、根本的な問題の解決にあたって福祉的支援等が必要となる場合もあることから、関係機関との連携を強化するなど、多角的なアプローチを通じて生活環境の改善を図り、早期の解決に向けて取り組んでいきます。 ■防犯、防災や衛生上のリスク等の低減のため、空き家の適正管理を推進します。関係機関と連携し、管理不全な状態が継続している空き家については、除却や建替え等を誘導するとともに、空き家の発生予防にも取り組んでいきます。 ■引き続き、衛生害虫・害獣等の適正防除に取り組めます。
施策 3		公害対策
	方向性	■法令等に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭への必要な指導等を引き続き行っていきます。 ■良好な近隣関係を保持し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、工事の発注者及び工事実施者に対して、法令順守の徹底など必要な指導を行います。 ■区民からの公害に関する苦情や相談に適切に対応し、問題解決に努めます。

基本目標 4	みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成
施策 1	まちなかで水やみどりに親しめる環境づくり
方向性	■都市の中のみどりを増やしていくため、建築物等の施設緑化を推進していくとともに、地域にゆかりのある樹木・樹林等を保護します。 ■また、四季の変化が感じられる場、憩いの場として、必要不可欠な生活環境基盤であり、グリーンインフラとしての機能を担う公園、街路、河川におけるみどりの充実・保全に取り組むとともに、目に見えるみどりやみどりの空間の充実に取り組みます。 ■都と連携する都市開発諸制度を活用した緑化誘導やまちづくり事業に伴うみどりの空間の整備により、新たな緑の軸を加えたみどりのネットワークの構築を進めます。
施策 2	生物多様性の保全
方向性	■区内のみどりのネットワークを生かしながら、区民、事業者等との協働により、生きものが生息・生育できる環境の保全や緑化の誘導等に取り組み、都市における生物多様性の保全を図ります。 ■区内の生物多様性を保全するため、普及・啓発に取り組みます。また、定期的な生物多様性、自然環境に関する調査を行い、状況の把握に努めます。
基本目標 5	パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり
施策 1	環境教育等による環境行動の促進
方向性	■区民一人ひとりが暮らしや事業活動において環境の保全につながる行動を実践できるよう、特に子どもたちに向けた環境教育を推進します。 ■子どもから親世代への波及効果や、将来世代に受け継がれるように意識しながら継続的に環境学習・体験の機会を提供していきます。 ■区民等の行動変容を促進するとともに、まち全体に自然と環境の保全につながる取組が広がっていくようなインセンティブ事業や仕組みづくりを進めます。
施策 2	多様な主体との連携・協働による環境保全活動の推進
方向性	■中野区全体で環境の保全につながる行動が実践されるよう、区民・事業者等の行動変容に向けて、区・区民・事業者が一丸となって取り組んでいきます。 ■多様な広報媒体を活用し、それらを組み合わせ、連動性を持たせた広報より、区民・事業者に対し効果的にアプローチをしていきます。 ■他の親和性の高いイベント・催しと合同開催し、新たな参加者の確保につなげていきます。

第4章 環境行動指針

- 中野区環境基本計画において、これまで「区民・事業者の役割」として記載してきた内容について、次期計画においては、新たな章を設けて「環境行動指針」として記載します。
- 環境行動指針は、「区民の取組」と「事業者の取組」に分け、目指す環境像の実現に向け、区民、事業者が環境の保全に関して配慮すべき事項と具体的な行動例を示します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

- 本計画に基づき施策・取組を着実に進めるため、進行管理を行いながら区の環境政策を総合的に推進していきます。
- 区民、事業者等及び学識経験者で構成される中野区環境審議会において、環境基本条例に基づき、本計画の改定等について調査審議します。
- 環境を取り巻く課題の解決には、行政だけでなく、区民、事業者等がそれぞれの役割と責任を分かち合い、主体的に取組を進めていくことが不可欠です。
- そのため、区民等及び事業者の主体的な活動、国や東京都、他の自治体との連携・協働により、本計画に基づく施策、取組の効果的な推進に努めます。

2 進行管理

- 本計画に基づく施策の推進と継続的な改善を図るため、毎年度、取組や主な事業の展開について進捗状況を把握するとともに、指標や目標について検証や評価を行い、事業の見通しや課題等を確認した上で、必要に応じて当該年度や翌年度以降の事業に反映します。
- 毎年度の検証・評価、事業内容の変更などを総合的に判断し、次期計画において、施策の廃止、統合、追加など必要な見直しを行います。
- 計画期間内においても、取組の進捗状況や社会動向を注視し、必要に応じて計画内容の見直しを実施します。